XI.　参考資料

1.　板橋区立図書館資料収集方針

板橋区立図書館資料収集方針

昭和６０年２月６日教育長決定
平成　元年３月１日　一部改正
平成１８年８月１日　一部改正

（目的）

この方針は、東京都板橋区立図書館設置条例に定められた事業を円滑に運営するため、板橋区立図書館における資料の収集に関して必要な事項を定めるものである。

（基本方針）

１　板橋区立図書館は、区民の誰もが気軽に利用できる身近な図書館として、区民の調査研究、学習活動、文化教養及びレクリエーションに役立つ資料を収集し提供する。

２　資料の選定は、あらゆる政治、信条、宗教、思想、学問、芸術等に対し、一方に片寄ることなく、公平、公正に幅広い視野をもって行う。その際には区民の要望を十分に考慮に入れ、年齢、性別、社会的身分、学歴を問わず、区民のすべてに利用されるよう心がける。また、個々の図書館の蔵書構成、貸出状況、地域性も勘案する。

３　収集する資料の種類は、図書のほか郷土・行政資料、逐次刊行物（新聞、雑誌）、パンフレット、視聴覚資料等とし、それらの資料の収集につとめる。

４　収集する資料の範囲は、国内で発行される資料を中心とし、各分野の基本的な資料を幅広く収集する。さらに、中央図書館は板橋区立図書館の中央館として、地域図書館が収集する資料のほか、専門的図書、参考図書、郷土行政資料そのほか、地域図書館を補完する資料の収集につとめる。

５　資料の収集方法は、購入によるもののほか寄贈、配付、移管、寄託、生産等による受入れも十分活用する。

6　資料は常に新鮮で魅力あるものに保つため、適宜除籍を行なう。また、資料の将来にわたる利用に備えるため必要な資料を保存する。なお、これらについての必要な事項は別に定める。

7　資料についての区民要望は積極的に受け止め、板橋区立図書館のみならず、東京都内の区市立図書館、東京都立図書館、他府県立図書館、国立国会図書館、各種専門機関等の利用も積極的に行ない資料をすみやかに提供する。

8　昭和６０年１月１日「板橋区平和都市宣言」の理念に基づいた資料を「平和資料」とし、その収集につとめ、「板橋区立図書館平和資料収集方針」を別に定める。

（資料別収集方針）

1　一般図書

基本的・入門的な一般教養書、文芸書、暮らしの本、趣味・娯楽の本等、各分野にわたり幅広く親しみやすい蔵書構成につとめる。

また、大学教養課程程度の学術専門書、及び一般的な調査研究に必要な資料も積極的に収集する。

2　青少年図書

青少年（中学生、高校生等）の成長に役立つ学習・教養書のほか、興味や趣味にあった良質な資料を収集する。

3　児童図書

児童（小学生以下）が読書に対する楽しみや喜びを発見し、児童の持つ想像力、創造性、知的好奇心を豊かに伸ばすことのできるような物語、趣味・知識の本並びに絵本、紙芝居等を、幅広い範囲から厳選し、かつ豊富に収集する。

4　参考図書

区民の日常の調査研究・学習活動に役立ち、利用価値が高く、信頼できる辞典、事典、年鑑、図鑑、地図、名鑑、統計書、法規集等の資料を系統的に収集する。

5　郷土・行政資料

板橋区とその関連地域の歴史・文化・社会について、知ることのできる図書、雑誌、新聞、パンフレット等を幅広く収集する。

特に、板橋区の行政・施策を知り、地域のまちづくりに役立つ資料は積極的に収集する。

6　ハンディキャップのある利用者のための資料

ハンディキャップのある利用者のために、点字本、大活字本、朗読録音資料等を幅広く収集する。

7　新聞

国内発行の主要全国紙を中心にスポーツ紙、ローカル紙、主要政党機関紙や児童・青少年向け等の新聞を幅広く収集する。

8　雑誌

（1）　一般・青少年雑誌

一般図書及び青少年図書の収集方針に準じ各分野にわたり収集する。

（2）　児童雑誌

児童図書の収集方針に準ずるが、一般向けの児童文学に関する雑誌も収集する。

9　パンフレット

図書形態の資料を補完するような資料的価値の高いパンフレット、リーフレットを収集する。

１０　視聴覚資料

（1）　録音資料

クラシック、ポピュラー、邦楽等の各分野における内外の著名な作曲家・演奏家の作品及び一般的な民族音楽を収集する。

また、音楽以外で記録的・教養的価値のあるもの、趣味・娯楽用のものも収集する。

（2）　映像資料

内外の著名な製作者、演出者、俳優の作品で劇場上演時等好評を博し名作、代表作として一定の評価を得ているものを収集する。

また、音楽作品、記録的、教育的価値のあるもの、趣味、娯楽用のものも収集する。

１１　収集しない資料

以下の資料については原則的に収集しない。

（1）　類似のものが多く、かつ内容の乏しい資料

（2）　学習参考書・試験問題集

（3）　利用が限定される高度な専門書

（4）　著しく高価な資料

（5）　いわゆるコミックスといわれるマンガ図書及びマンガ雑誌

（６）　その他公共の利用に供することが不適当と思われるもの

（その他）

１　この収集方針に基づき、資料収集の実務的な指針として、資料選定基準を中央図書館長が別に定める。

2. 板橋区立図書館資料選定基準

板橋区立図書館資料選定基準

平成１９年３月３１日　中央図書館長決定

この基準は、板橋区立図書館資料収集方針（昭和６０年２月６日教育長決定、平成１８年８月１日一部改定）の規定に基づき、板橋区立図書館の資料収集の実務に関し必要な事項を定め、資料選定の円滑化を図るものとする。

Ⅰ　基本方針

１　中央図書館は、板橋区立図書館の中央館としての役割・機能に応じた蔵書構成の維持に努め、区全体を視野において、体系的に資料の選定を行う。

赤塚図書館、清水図書館、蓮根図書館、氷川図書館、高島平図書館、東板橋図書館、小茂根図書館、西台図書館、志村図書館、成増図書館（以下「各地域図書館」という）は、板橋区立図書館における地域図書館としての役割・機能に応じた蔵書構成の維持に努め、地域特性を考慮して体系的な視野で資料の選定を行う。

２　中央図書館及び各地域図書館は、地域の図書館として周辺住民の一般教養、実用、趣味、娯楽に資する資料の充実に努める。

中央図書館は、中央館として大学専門課程程度の学術資料、区民の一般的な調査研究活動に必要な参考資料や郷土行政資料、さらに各地域図書館のサービスを補完するための資料の充実に努める。

各地域図書館は、日常生活でおこりうる簡単な疑問を解決するための基礎的、入門的な調査研究書・参考資料や郷土行政資料等の充実にも留意する。

Ⅱ　各図書館の特性

１　中央図書館は、板橋区立図書館の中央館として、区全体の蔵書構成を考慮し、各地域図書館の収集範囲を超える専門的資料や資料的価値の高い高価な資料、また中央館１館で所蔵することにより各地域図書館で共同利用できるような資料の充実に努める。さらに、各地域図書館の各種業務を補完し、区民の広範な資料相談に役立つ参考図書類の充実にも努める。

2　赤塚図書館は、図書館周辺に自然や農地などの緑が残っており、また赤塚城跡・松月院・東京大仏等の史跡も多い。このように緑と文化の香り高い地域の図書館として、特に自然観察や農業関係の資料及び赤塚地域の歴史・郷土行政資料の充実に努める。

3　清水図書館は、小規模図書館であり、資料の蔵書数に制限があることから、より一層地域に密着し、利用の比較的多い小説や家庭書、実用書等の充実に努める。

4　蓮根図書館は、高層都営住宅の１階に位置し、近隣に比較的規模の大きい集合住宅があり高齢者層の利用が多い。また、周辺には高齢者福祉施設や学校等の教育施設があるため高齢者福祉関係の資料及び児童用資料の充実に努める。

5　氷川図書館周辺には各種行政機関、医療施設、商業施設が多いことを考慮し、行政・地方自治関係、医療・健康問題、商店経営等の資料の充実に努める。

6　高島平図書館は、地下鉄・バスの交通網が整備され利便性が高く、東京北部で唯一中高層マンモス団地が集中する地域であるため、利用者数は都内でも有数の利用率を誇っており、高齢者及び障がい者の利用も多い。これらのことから、大活字本・ＣＤ資料も併せ地域福祉や高齢者の生きがい推進、生涯教育に関する資料の充実を図り、また中央図書館に準じる館として幅広い資料の充実に努める。

7　東板橋図書館は、板橋区基本計画（昭和６０年）による「東板橋スポーツ・レクリエーションゾーン」内に立地している。この地域特性を活かし、区民の健康増進、特に「スポーツを通じた健康づくりを支援するする」ため、その資料の充実に努める。また、周辺は旧加賀藩下屋敷跡にあたり、古くから宿場町として栄えた地域であることから、加賀藩関係を主とした郷土資料の充実に努める。

8　小茂根図書館周辺地域からは、各種の遺跡が多数発見されており、小茂根図書館も根ノ上遺跡緑地と隣接しているため、日本の歴史関係の資料の充実に努める。また、小茂根図書館周辺には心身障害児総合医療養育センター、筑波大学付属桐ヶ丘養護学校・整肢療護園・小茂根福祉園などがあるため、障がい者福祉全般に関する資料の充実に努める。
さらに、保育・教育施設も周辺には多くあり、児童書の充実にも努める。

9　西台図書館は、東上線･三田線にはさまれた住宅地に位置している。周辺には公園や農地があり、緑豊かで静かな環境である。地域の生活者人口は比較的多い。西台図書館は、地域の特性から、家庭生活に関する資料の充実に努める。

１０　志村図書館は、コミュニティーホールを併設しており、周辺地域住民の「文化・情報センター」としてその利用者に役立つ資料の充実に努める。また、志村図書館周辺は比較的工場が多く、板橋の工業生産を支えてきた地域であり、労働問題、工業関係資料の充実に努める。さらに、周辺に一里塚や志村城跡などの史跡があり、志村地区を中心とした板橋区の歴史・郷土行政資料の充実に努める。

１１　成増図書館は、駅前に立地し、交通機関を利用する社会人の利用が多い。また、一方でアートギャラリーを併設している。このような環境の図書館として、ビジネス及び芸術関係の資料の充実に努める。

Ⅲ　資料別選定基準

１　図書

（１）通則

①著作・出版事項

(a)著者（編者・訳者・監修者等を含む）

過去の経歴、経験、業績、活動などが図書の内容に反映されているもの。

区内在住の著者の作品は、努めて収集する。

(b)出版者

継続して良心的な出版をしているもの。

また、地方・中小出版社等の出版物にも等しく留意する。

(c)版次

最新版のもの。ただし、旧版を所蔵している場合は、内容をよく比較検討する。

②内容

扱われているテーマが板橋区立図書館の蔵書として適切で、多くの区民の利用が見込めるもの。特に板橋区について記述のある図書は、努めて収集する。また、特定の人物・団体・施設などの宣伝目的に出版されたものは除外する。

③形態

用紙は上質で保存性・耐久性に優れたもの。印刷は活字の字体や大きさ、版組などが内容・読者対象に応じて適切で読みやすいもの。製本は堅牢で耐久性のあるもの。ただし、資料的価値があり代替性のないものはこの限りでない。

④その他

図書の選定にあたっては、各種選定資料を参考にし、幅広く選定する。

（２）一般図書

①一般教養書

(a) 一般社会人の趣味・教養に資するテーマを扱っているもの。

(b) 世の中の動きに合わせ、時機に応じたテーマをわかりやすく扱っているもの。

(c) 類書が多い場合、その著者の独創性が感じられるもの。

(d) 興味本位で情報源があいまいなもの、いかにも売り上げ優先の安易な作りのものは避ける。

(e) 利用範囲の限定される特殊なテーマのものは注意する。

(f) 将来にわたって役に立ち、利用者の潜在的な要求にも応えられるもの。

②学術専門書

(a) 古典的な定評のあるものを除き、最新の研究成果のもの。

(b) 社会的評価の高い信頼できる著者のもの。

(c) できるだけわかりやすく体系的にまとめられたもの。

(d) 限定された特殊な分野の研究者向きで、一般読者を対象にしていないものは除外する。

③実用書

(a) 日常生活上の疑問や不安に適切に対応し、実際に役立つテーマのもの。

(b) 最新かつ正確な情報が盛られているもの。

(c) 図版や写真、イラストを使うなど利用者の理解を助ける工夫をしているもの。

(d) 適度なページ数と大きさで実用書として使いやすい形態のもの。

④趣味娯楽書

(a) できるだけ広範な分野を選定範囲とする。

(b) 流派のあるような分野ではできるかぎりひとつの流派に偏らないようにする。

(c) 入門書ばかりでなく、区民の段階的な生涯学習に役立つ、次のステップアップを目的としたものにも留意する。

（３）文学書

①文学史上の著名な古典作品は、古典の出版に定評のある出版社のもので、 一定の評価を得ている訳者、解説者等のものはもとより、新進気鋭の訳者、解説者等のものにも等しく留意する。

②内外の代表的な作家の作品とその作家に関する作家論・作品論は一定の評価を得ている評論家のものはもとより、新進気鋭の評論家のものにも等しく留意する。

③外国文学については、英米、ドイツ、フランス文学はもとより、出版点数の少ない国（スペイン、イタリア文学等）の作品にも留意する。

④翻訳書は、当該外国文学の翻訳家としての地位を確立している訳者のものはもとより、新進気鋭の訳者のものにも等しく留意する。

⑤全集、作品集は編集、企画に一貫性・独自性を有しているもの。

⑥古典全集は古典の出版に定評のある出版社のもので、文学史上の著名な古典作品を網羅的に収載し現代語訳・解説等がわかりやすく書かれているもの。

⑦個人全集は、全集の出版に定評のある出版社のもので、当該作家の作品を網羅的に収載し、解説、年譜等がその作家及び作品を理解するうえで役立つもの。なお, 同一作家で複数の出版社から出版されている場合は、その内容について比較検討したうえで選定をおこなう。

⑧文学全集は、全集の出版に定評のある出版社のもので、各時代にわたり、主要な作家の名作を収載し、解説、年譜等がその作家及び作品を理解するうえで役立つもの。

⑨現代作家の作品は、最新作はもとより、その代表的作品及び各文学賞受賞作など社会的関心の高いもの。

⑩いわゆる「通俗小説」は、性的描写、暴力行為の描写のみが作品の主体となっていないもの。

（４）参考図書

①項目の選定が適切になされ、検索に容易で、特定の領域・分野等についても詳しく扱われているもの。

②主題が明確で要点がまとまっているもの。

③隣接する分野に対する関連づけが十分になされているもの。

④編集が責任ある団体または専門家によってなされており、資料の収集や処理が公平で客観的なもの。

⑤解説、説明は正確でわかりやすく、客観的になされているもの。

⑥見出しが使いやすく、必要な写真・図版等が適切に掲げられているもの。

⑦索引や参考資料が、必要かつ十分につけられ、関連分野に対する配慮がなされているもの。

⑧毎年購入している年鑑類、白書等を漏れのないよう選定する。途中で廃刊になったものについては、類似のものがないかどうかに留意し選定を行う。

（５）郷土・行政資料（地域資料）

①板橋区に関しての情報が収載されているすべての資料。

②板橋区の周辺地域に関する知識・情報で資料的価値のあるもの。

（６）青少年図書

①趣味・スポーツ・科学・文学など青少年の知的要求と関心の高い分野のもの。

②学習・教養関係の図書は、正確で科学的知識に基づいたもの。

③進路、職業、友情、恋愛、家庭・学校生活など青少年が抱えている問題を前向きにと

らえているもの。

④画集・写真集･絵本など青少年が楽しめる味わいのあるもの。

⑤上記のほかは一般図書・児童図書の選定基準に準拠する。

（7）児童書

①通則

(a) 出版社、著者の姿勢が信頼できるもの。

(b) 自然への愛情、人間への愛情を育むもの。

(c) 子供の知的・情緒的な経験を広げることができるもの。

(d) 特定の思想・信条・宗教等を、児童に強要することが目的となっていないもの。

(e) 著者の主義・主張によって、社会的事実を歪曲していないもの。

(f) しつけや規則の本は、児童が自然に会得できるように書かれているもの。

(g) 対象となる児童に適した文章、活字の大きさでふりがなが適切にほどこされているもの。

(h) シリーズ物は、一冊ずつ個別に評価し、取捨選択する。

②知識の本

(a) 新しく正確な科学的情報が盛り込まれているもの。

(b) 著者が主題の分野に精通しているもの。

(c) 写真や図版・表等が正確でわかりやすいもの。

(d) 科学的事実はどう変わり、どのように発見されてきたか、結果だけではなく経過の記述の優れたもの。

(e) 索引・参照等が使いやすく、参考資料が明記されているもの。

(f) 著者の姿勢が客観的で公平な立場から書かれているもの。

③伝記

(a) 著者が主題の分野に精通しており、伝記を書く動機・視点がはっきりしているもの。

(b) 被伝者の行動や業績が歴史的･社会的背景の関わり合いの中で描かれているもの。生涯史となっているもの。

(c) 被伝者の生活の全面が、欠点を含めて人間的にとらえられているもの。

(d) 読み物として一定の水準に達していて感動深いもの。

④幼年童話

(a) 幼児の視野を広げて、絵本から児童文学の世界へ入る橋渡しになるもの。

(b) 作品の中に同化でき、満足感の得られるもの。

(c) 素材は幼児の身近な出来事と関連があり、親しみの持てるもの。

(d) 起承転結があり、幼児にとって結末が十分納得のいくもの。

(e) 筋が複雑でなく、物語が時間の流れにそって展開しているもの。

(f) 簡潔な文体で、明解な美しいことばで書かれているもの。

(g) さし絵は、内容の理解を助けるもの。

⑤児童文学

(a) 主題がはっきりしており、一貫性のあるもの。

(b) さし絵は内容にふさわしく、時代風俗等がしっかり描かれているもの。

(c) 構成がしっかりしていて、ストーリー展開に起伏があり、読み手が興味を持って読み進められるもの。

(d) 対象にふさわしい適切な表現を用い、美しいことばで書かれているもの。

(e) 翻訳図書は原典に忠実で日本語としてわかりやすい表現になっているもの。原著者、原典の解説の付いているもの。

(f) 成人を対象として書かれた名作古典は、児童がその本を読むにふさわしい時期にその本と出会い、原著者の思想（哲学・主題）を正しく理解するために、抄訳・ダイジェスト版になっていないもの。

(g) 日本の古典は、原典の雰囲気を損なわず、原典に忠実に書かれているもの。

(h) 詩は、美しい表現でリズム感があり子供の感性を豊かに育てるもの。

⑥趣味・実用書

(a) 絵や写真が正確・適切であるもの。

(b) 解説がわかりやすく、正確であるもの。

(c) 説明通り作っていけば、同じ物がきちんと出来上がるもの。

(d) 自分で工夫をこらすことのできるもの。

(e) 高度な技術を必要としないもの。

⑦参考図書

(a) 参考図書の出版経験のある出版社のもの。

(b) 内容は正確で、新しい情報を取り入れてあるもの。

(c) 参照・索引があり、必要な情報をすぐ取り出せ、参考資料がそろえてあるもの。

⑧絵本

(a)通則

ア 絵が対象にふさわしく、見るものに訴えかけるもの。

イ 絵のみで内容を語ることが出来るもの。

ウ 絵と文が一体となって次ページに無理なく続いているもの。

エ 文章は、リズム感があり、明解で簡潔な美しいことばで書かれているもの。

(b)乳幼児の絵本

ア 経験に乏しい乳幼児が、初めて出会う絵本なので、興味の対象となるような身近なものを題材としており、満足感をあたえるもの。

イ 絵は知識や経験の乏しさを補い、乳幼児に認識しやすく、想像力を育てるもの。

ウ 耳にさわやかなリズム感のあることばを使い、反復表現の多いもの。

エ 乳幼児に取り扱いのしやすい形態であるもの。

(c)知識の絵本

ア 絵は正確であるもの。

イ 内容は新しい正確な知識に基づくもの。

(d)昔話絵本

ア 絵や文によって原話の雰囲気が損なわれていないもの。

イ 時代・風俗等の考証が正しいもの。

ウ 原話に忠実で、内容が安易に変えられていないもの。

⑨紙芝居

(a)絵が美しく、遠目でわかるように、線と色のはっきりしたもの。

(b)内容は、起承転結がはっきりしていて劇的な盛り上がりのあるもの。

(c)場面を抜くことによって、ストーリーの展開がより効果的となるもの。

(d)文の語りがよく、会話が物語の中で生きているもの。

(e)原作を安易に改ざんしていないもの。

（８）マンガ

以下の要件をすべて満たすものを選定の対象とする。

①装丁は堅牢で耐久性のあるもの。ただし資料的価値があり代替性のないものはこの限りでない。（コミックス形態のものについては選定の対象としない。ただし赤塚図書館においてこの選定基準が決定する以前に収集したものについてはこの限りでない。）

②人間の尊厳性を守り、悪や不正、暴力行為を讃えていないもの。（児童・青少年が手にとる機会が多いので､児童書・青少年図書の基準に充分留意する。）

③マンガという表現方法を効果的に使っており、絵に作者の独自性があり魅力のあるもの。

④俗悪な表現を故意に使ってないもの。

⑤学習マンガ等は、学問的な真理や歴史上の事実を歪めたり、無視したりしていないもの。

２　新聞・雑誌

（１）通則

①　一定の評価の定まった新聞社・出版社の発行するもの。

②　最新情報を幅広く掲載しているもの。

③　解説記事が豊富で、読者対象の広いもの。

④　編集方針に一貫性があり、商業主義のみを追っていないもの。

⑤　表現が社会通念上適切であるもの。

（２）新聞

①　一般紙

主要全国紙を中心とし、他の地方紙・外国語新聞も考慮する。

②　スポーツ新聞

利用者の求めるスポーツ・芸能等について最新で正確な情報を載せたもの。

③　政党紙

原則として主要政党のもの。

④　小学生向き、中学生向きの新聞

社会全般の正しい情報と児童・生徒の関心の高い記事を載せ、教育的価値のあるもの。

（３）雑誌

①　一般誌

情報に対し誠実で責任のある解説を有し、利用者の生活、教養、趣味、娯楽に役立つもの。

②　女性誌

日常生活に有用な情報とともに、女性の要求にかなった記事を載せているもの。

③　専門誌

専門とする分野についての内容が優れていて読みやすく、研究、教養に役立つもの。

④　趣味・娯楽誌

適度な娯楽性を有し、読者の興味や知的好奇心を満たすもの。

⑤　児童誌

児童の人間的成長に役立つ、物語、絵本、知識など質の高いもの。

⑥　スポーツ誌

利用者に関心の高いスポーツの最新で正確な情報を載せているもの。

⑦　音楽誌

音楽について豊かな内容を持ち､読者の趣味･娯楽的要求に応える様々なジャンルのもの。

⑧　文芸誌

定評のある出版社が出版する文学的価値のたかいもの。

３　パンフレット類

図書・雑誌・新聞では得られない最新の情報を含んだ政府刊行物、広報・宣伝資料・案内などで利用者の社会生活に役立つもの。

4　ハンディキャップのある利用者のための資料

(1) 点字資料

原本に忠実に点訳が行われ、視覚障がい者の日常生活に役立つもの。市販の資料以外に自治体や各種団体によって発行された資料も積極的に収集する。

(2) 大活字本

①大活字本の出版に定評のある出版社のもの。

②定本が明示され、原本に忠実で、弱視者や高齢者が利用できるもの。

③はっきりと読める大きさの活字（１４ポイント以上）のもの。

(3) 朗読録音資料

原本に忠実に録音され､録音状態の良好なもの。

5　視聴覚資料

（１）　通則

① 作品に独創性のあるもの。

② 原則として音質、画質の優れたもの。ただし、代替性のないもの、記録的・資料的価値のあるものはこの限りでない。

③ 形態が図書館資料として適しているもの。

（２）　録音資料

①　クラシック音楽

(a) 内外の著名な作曲家の作品で、名曲・代表作として評価の定まったもの。

(b) 同一作曲家で演奏者が異なる場合は一定の評価の定まったもの。

(c) 同一分野の作品集などは、一定の評価の定まった演奏者のもの。

(d)　宗教音楽についても留意する。

②　ポピュラー音楽

(a)　内外の著名な演奏者、歌手のもの及び歴史的名盤と評価されているもの。

(b)　新譜は音楽市場での売上状況、大衆の支持率、話題性等が高いもの。

(c)　映画音楽やイージーリスニング音楽。

(d)　その他ラテン、タンゴ、シャンソン等の発売点数の少ないジャンルのものにも等しく留意する。

③　外国民謡・民族音楽

諸外国の民謡及び民族音楽で代表的なもの。

④　大衆・伝統芸能、邦楽、日本の民謡

落語・浪曲・都都逸・長唄・謡曲など日本の伝統的大衆芸能、邦楽及び民謡は教育的・資料的価値の高いもの。

⑤　児童音楽

童謡・唱歌・アニメ音楽等、幼児・児童に幅広く親しまれているもの。

⑥ その他の音楽

軍歌・マーチ等一般に親しまれているもの、その他体育音楽など実用的なものにも留意する。

⑦ 文学朗読

内外の著名な文学作品の朗読は、原作に忠実で作品解説が十分なされているもの。

⑧ 語学

(a) 主要諸外国の会話で基礎的・入門的内容のもの。

(b) 初心者にも分かり易い実用性のあるテキストが付属しているもの。

⑨ 記録・効果音・その他

(a) 資料的・記録的及び教育的価値の高いもの。

(b) 司会術・スピーチ等の実用性のあるもの。

(c) お経・講話等についても留意する。ただし、布教目的と認められるものを除く。

(d) 一般では、購入困難と思われるシリーズ物。

⑩ 収集しないもの

(a) シングル盤。ただし、代替性のないもの、記録的・資料的価値のあるものはこのかぎりでない。

(b) DVD 等の映像資料が付属しているもの。

(c) 会社等の宣伝を目的としたもの。

（３） 映像資料

① 映画・演劇

内外の著名な製作者、演出者、俳優の作品で、劇場上演時等好評を博し、名作・代表作として一定の評価を得ているもの。

② 音楽

録音資料の基準に準じ、映像と音楽があいまって際立った効果を生み出しているもの。

③ 大衆・伝統芸能

録音資料の基準に準じ、映像がその芸能を効果的に再現しているもの。

④ 趣味・実用

スポーツ、美術、諸芸などの分野で映像化により分かり易くし、文化活動に資するもの。

⑤ 児童向き映像資料

児童音楽の基準に準じ、アニメ等児童に幅広く親しまれているもの。

⑥ 記録・その他

記録的・資料的及び教育的価値の高いもの。

付則

１　この選定基準は、平成１９年４月１日から施行する。

２　板橋区立中央図書館資料選定基準（以下「板橋区立」を省略する）、赤塚図書館資料選定基準、清水図書館資料選定基準、蓮根図書館資料選定基準、氷川資料選定基準、高島平資料選定基準、東板橋資料選定基準、小茂根資料選定基準、西台資料選定基準、志村資料選定基準、成増資料選定基準は、廃止する。

3. 板橋区立図書館平和資料収集方針

板橋区立図書館平和資料収集方針

平成１２年４月１日　中央図書館長決定
平成１９年４月１日　一部改正

１．平和資料収集の経緯と方針

板橋区は、憲法に掲げられた恒久平和主義の理念に基づき、非核三原則を堅持するとともに、世界平和の実現を願い、昭和６０年１月１日「板橋区平和都市宣言」を告示した。

板橋区立図書館では先の宣言を受け、昭和６３年６月に中央図書館に平和図書コーナーを設置すると共に、逐次地域館にも拡大させ、平和資料の収集に努めてきた。

こうした中にあって、増大する平和資料の効率的な収集と体系的分類に資するため、平成１２年４月に「板橋区立図書館平和資料収集方針」を定めた。

その後、平成１８年８月に一部改正された「板橋区立図書館資料収集方針」の基本方針の８に基づき、「板橋区立図書館平和資料収集方針」の一部を改正する。

２．平和資料収集の基本方針

平和資料は、以下の方針に基づき収集する。

（１）資料形態別収集方針

①一般図書

平和資料として定評のある基本的な著作、中心となる著作、さまざまな観点の資料を収集する。

②地図

形態によらず、平和資料として必要なものを収集する。

③政府刊行物

一般図書に準ずる。

④郷土･行政資料

板橋区における戦災資料、非核平和関連の資料を収集する。

⑤写真集

一般図書に準ずる。

⑥児童図書

一般図書に準ずる。

⑦収集しない資料

以下の資料については原則的に収集しない。

ア．逐次刊行物

イ．参考図書

ウ．手稿･実物等の特殊コレクション

エ．高度な学術的資料

（２）主題別収集方針

以下の５つの主題に関する資料を重点的に収集する。

①戦争の記録（体験記含む）

戦時下の生活記録のほか､広島・長崎の原爆被害、東京大空襲など戦争に関連する事象の記録として定評ある著作を収集する。

②植民地政策・占領地政策

基本的な著作、中心となる著作を収集する。

③日本国憲法

おもに､憲法と自衛権など､「戦争の放棄」について書かれている著作を中心に､基本的な著作を収集する。

④戦争と平和

軍縮問題､反戦運動､原水爆禁止運動､平和論など､戦争と平和に関する基本的な著作、中心となる著作を収集する。

⑤平和教育

平和教育についての著作､平和教育の実践の記録など､平和教育を行う際に参考となる資料を中心に､基本的な著作を収集する。

4. 板橋区立中央図書館改築推進検討会

1） 板橋区立中央図書館改築推進検討会設置要綱

（平成 28 年 6 月 9 日　区長決定）

（設置）

第１条　平成 28 年 3 月に策定した「板橋区立中央図書館基本構想」に基づき、今後の板橋区立中央図書館改築事業を計画的に推進し、公園と一体化した施設整備を進めていくことを目的として、「板橋区立中央図書館改築推進検討会」（以下、「検討会」という。）を設置する。

（検討事項）

第２条　検討会は、次の事項について検討を行う。

（１）板橋区立中央図書館の改築に関すること。

（２）板橋区立中央図書館の改築に伴う公園等の施設整備に関すること。

（３）その他の事項

（構成）

第３条　検討会は別表に掲げる委員をもって構成する。

２　検討会に会長及び副会長を置く。

３　会長は教育委員会事務局地域教育力担当部長の職にある者をもって充て、副会長は政策経営部技術担当部長の職にある者をもって充てる。

４　会長は会務を総理する。

５　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（召集等）

第４条　検討会は、会長が召集する。

２　会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（アドバイザー）

第５条　会長は、第２条第１号及び第２号に掲げる事項について専門的知見から助言及び提案を得るため、本事業をコーディネートするアドバイザーを置くことができる。

（部会の設置）

第６条　会長は、専門事項を検討するため必要に応じ部会を置くことができる。

２　部会の設置及び運営に関し必要な事項は、検討会が別に定める。

（庶務）

第７条　検討会の庶務は教育委員会事務局中央図書館において処理する。

（委任）
第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会事務局地域教育力担当部長が定める。

付　則
1　この要綱は、区長決定の日から施行する。
2　この要綱は、板橋区立中央図書館の改築工事及びこれに伴う平和公園の整備工事が完了した日に、その効力を失う。

別表

会長	教育委員会事務局地域教育力担当部長
副会長	政策経営部　技術担当部長
委員	教育委員会事務局次長
委員	政策経営部　政策企画課長
委員	政策経営部　財政課長
委員	政策経営部　営繕課長
委員	危機管理室　防災危機管理課長
委員	都市整備部　都市計画課長
委員	土木部　管理課長
委員	土木部　みどりと公園課長
委員	教育委員会事務局　教育総務課長
委員	教育委員会事務局　生涯学習課長
委員	教育委員会事務局施設整備担当副参事及び 政策経営部教育営繕担当課長の職を兼ねる者
委員	教育委員会事務局　中央図書館長

2）　板橋区立中央図書館改築推進検討会検討経過

開催日	主な検討内容
準備会 （平成 28 年 5 月）	・板橋区立中央図書館基本構想について ・中央図書館の改築にかかる区民への説明状況について　等
第 1 回検討会 （平成 28 年 6 月）	・専門部会の設置について ・今後のスケジュールについて ・基本計画策定支援等業務委託について　等

開催日	主な検討内容
第 2 回検討会 （平成 28 年 10 月）	・平和公園利用状況調査実施結果について ・平和公園樹木調査について ・新たな中央図書館の機能・サービス、蔵書数、面積配分について ・建設場所の候補地案について　等
第 3 回検討会 （平成 28 年 12 月）	・基本計画素案（案）について ・今後のスケジュールについて　等
第 4 回検討会 （平成 29 年 1 月）	・板橋区立中央図書館基本計画素案について　等

3）　板橋区立中央図書館改築推進検討会専門部会

①．板橋区立中央図書館改築推進検討会専門部会委員名簿

会長	政策経営部　技術担当部長
委員	土木部　みどりと公園課長
委員	教育委員会事務局施設整備担当副参事及び 政策経営部教育営繕担当課長の職を兼ねる者
委員	教育委員会事務局　中央図書館長

②．板橋区立中央図書館改築推進検討会専門部会検討経過

開催日	主な検討内容
第 1 回専門部会 （平成 28 年 8 月）	・平和公園利用状況調査の結果について ・基本計画策定の全体スケジュールについて ・平和公園内の建設場所の検討フローについて　等
第 2 回専門部会 （平成 28 年 9 月）	・平和公園利用状況調査の結果について ・平和公園樹木調査について ・新たな中央図書館の機能・サービス、蔵書数、面積配分について ・建設場所の候補地案について　等
第 3 回専門部会 （平成 28 年 10 月）	・基本計画の内容について ・平和公園内の建設候補地案及び施設概要案について　等
第 4 回専門部会 （平成 28 年 11 月）	・新たな中央図書館の機能・サービスについて ・建設候補地案及び施設概要案について　等
第 5 回専門部会 （平成 28 年 12 月）	・基本計画素案について　等
第 6 回専門部会 （平成 29 年 1 月）	・基本計画素案について ・基本設計・実施設計について　等

開催日	主な検討内容
第 7 回専門部会 （平成 29 年 2 月）	・各種調査について ・基本計画について ・基本設計・実施設計について　等

5. 板橋区立中央図書館区民懇談会

1） 板橋区立中央図書館区民懇談会委員名簿

役職	所属団体等
会長	学識経験者
委員	図書館司書代表
委員	区立小学校長代表
委員	区立中学校長代表
委員	区立保育園長代表
委員	図書館利用者代表２名
委員	いたばしボローニャ子ども絵本館利用者代表
委員	公募区民４名

2） 平成 28 年度板橋区立中央図書館区民懇談会実施状況

開催日	内　容
第 1 回区民懇談会 （平成 28 年 10 月）	・新たな中央図書館の概要（案） ・新たな中央図書館に求めるサービス・機能 ・子どもの読書活動を推進するために
第 2 回区民懇談会 （平成 28 年 12 月）	・新中央図書館におけるサービス概要（基本計画案） ・基本計画素案に対する提案、意見

6. 区民への説明状況

1） 平成 28 年度意見交換会（区民説明会）実施状況

開催日	内　容
第 8 回意見交換会 （平成 28 年 5 月）	・板橋区立中央図書館基本構想（概要）について ・今後の予定について ・意見交換
第 9 回意見交換会 （平成 28 年 5 月）	・板橋区立中央図書館基本構想（概要）について ・意見交換 ※現中央図書館周辺にお住まいの方々を対象に実施

開催日	内　容
第 10 回意見交換会 （平成 28 年 7 月）	・平和公園利用状況調査の結果（概要）について ・建設地選定の考え方について ・意見交換
第 11 回意見交換会 （平成 28 年 10 月）	・講演「身近に図書館があったなら」 ・新たな中央図書館の施設・サービスのあり方 ・平和公園内での建設候補地案について ・意見交換
第 12 回意見交換会 （平成 28 年 11 月）	・講演「図書館と公園の魅力について」 ・新たな中央図書館の施設・サービスのあり方 ・意見交換
第 13 回意見交換会 （平成 28 年 12 月）	・講演「今後の図書館のあり方について」 ・これまでの取組状況について ・平和公園内での建設候補地案の検討状況について ・新たな中央図書館の機能・サービス、平和公園内での建設候補地について ・意見交換
第 14 回意見交換会 （平成 29 年 2 月）	・板橋区立中央図書館基本計画素案について ・意見交換
第 15 回意見交換会 （平成 29 年 3 月）	・板橋区立中央図書館基本計画素案について ・意見交換 ※現中央図書館周辺にお住まいの方々を対象に実施

2）　出張意見交換会

団体やサークルを対象とした出張意見交換会を実施した。

7 団体（図書館利用団体（3）、常盤台地域団体（2）、障がい者団体（1）、青少年委員）

3）　中学生との意見交換会

上板橋第三中学校生徒、中台中学校生徒と新たな中央図書館について意見交換を行った。

7.　魅力ある図書館づくり講演会

1）　実施状況

開催日	内　容
第 1 回講演会 （平成 28 年 7 月）	梶川　悦子 氏（図書館司書） 「図書館の役割～これからの図書館が目指すもの～」

開催日	内　容
第 2 回講演会 （平成 28 年 10 月）	西村　安曇 氏（株式会社 西村書店　取締役） 「人と人をつなげる本～翻訳絵本ができるまで～」
第 3 回講演会 （平成 28 年 12 月）	Joan Portell Rifa 氏 （スペインカタロニア州バルセロナ在住、児童文学者、 絵本作家、バルセロナ自治大学講師） 通訳：中村　百合子氏（立教大学文学部准教授） 「絵本の楽しみ方・活かし方・魅せ方」 ※図書館職員向けに開催
第 4 回講演会 （平成 29 年 3 月）	佐藤　達生 氏（株式会社図書館総合研究所　取締役） 「図書館の持つポテンシャル ～図書館による地域の魅力づくり～」